

委任状

住民票、戸籍証明、住所変更、
マイナンバー手続き用

※ 委任者（頼む方）が全ての項目を記入してください。

※鉛筆や消せるペンなどの消せる筆記具で記入しないでください。※コピー等、原本ではない委任状は無効です。

【 委任者 】（頼む方）

記入日：令和 年 月 日

住所

(大・昭・平)

氏名(署名)

生年月日 年 月 日

私は、次の者を代理人として定め、下記の証明書の請求及び受領、届出・手続きに関する一切の権限を委任します。

【 代理人 】（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

代理人の本人確認をしますので、運転免許証や
マイナンバーカード等をお持ちください。

【 委任内容 】

◆ 証明書

(1)どなたの証明書が必要ですか⇒
□ 委任者（頼む方）に同じ
氏名：

(2)該当する項目に☑をし、必要な証明書の通数を[]内に記入してください。

□住民票の写し ⇒ 世帯全員[]通、世帯の一部[]通

□住民票の除票の写し[]通 (対象者分のみ。同一世帯員が代理で請求する場合も委任状が必要。)

□住民票記載事項証明書 ⇒ 世帯全員[]通、世帯の一部[]通

→追加で記載したい項目はありますか。

□世帯主氏名・続柄

□本籍・筆頭者氏名

□マイナンバー（個人番号）※

□住民票コード※

※マイナンバー、住民票コードを記載する
場合は、委任者の住所宛に郵送扱いとなります。
封筒と切手をご用意ください。

□戸籍 ⇒ 謄本[]通、抄本[]通

□除籍・改製原戸籍 ⇒ 謄本[]通、抄本[]通

□戸籍附票・除附票 ⇒ 謄本[]通、抄本[]通

□身分証明書[]通

□その他（ ）[]通

本籍・筆頭者氏名を代理人が
請求書に記入できるようにご
準備ください。(窓口で分か
らない場合、交付できません)

◆ 届出・手続き 委任する事項に☑をしてください。

□住民異動の届出（転入、転居、転出等）

□マイナンバーに関する手続き

委任事項等について嘘や偽り等が発覚した場合は、刑法により罰せられる場合があります。

・私文書偽造等罪（刑法第159条）・・・3月以上5年以下の拘禁刑、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

・偽造私文書等行使罪（刑法第161条）・・・3月以上5年以下の拘禁刑、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金